

日本生体医工学会関西支部規約

昭和41年7月2日制定
平成4年3月14日改訂
平成11年3月5日改訂
平成12年3月10日改訂
平成17年4月26日改訂
平成21年3月14日改訂

総 則

- 第1条 この支部は日本生体医工学会定款第3条により設置され、日本生体医工学会関西支部と称する。
- 第2条 支部の運営は日本生体医工学会支部通則及び支部規約に従って運営される。
- 第3条 支部の事務所は支部長の定めるところにおく。
- 第4条 支部は関西地方において日本生体医工学会定款第4条に定められた目的を遂行するために次の事業を行う。
- イ. 講演会・研究会・講習会・見学会などの開催
 - ロ. 関連諸学会・協会との協力活動
 - ハ. その他支部が必要と認める事業

会 員

- 第5条 支部は関西在住の日本生体医工学会の会員及び支部が特に承認した者をもって構成される。

役 員

- 第6条 支部は次の役員をおく
- イ. 支部長 1名
 - ロ. 支部理事 若干名
 - ハ. 支部幹事 若干名
- 支部幹事のうち1名を連絡担当幹事とする。
- 第7条 支部長は支部理事会の推薦にもとづき、支部総会の承認を経て選出される。その任期は2年とする。ただし、留任はさまたげない。
- 第8条 支部理事は支部会員の中から前期の支部長によって委嘱され、支部理事会を組織して重要事項を審議し、会務を企画する。
- 第9条 支部幹事は支部会員の中から支部長が委嘱し、支部幹事会を組織し、会務を執行する。

第10条 支部理事、支部幹事の任期は2年とする。ただし、留任はさまたげない。

第11条 支部の発展に特別の功績のあった者に対し、名誉理事の称号を与える。
2. 名誉理事の授与は、支部理事会にて推薦し、支部総会の承認を必要とする。
3. 名誉理事は支部理事会に出席し、意見を述べることができる。

会 計

第12条 支部の会計は本部予算に計上された支部費によって行う。
2. 支部総会の決議により、支部会費を徴収することを得る。

第13条 支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

会 議

第14条 支部理事会、支部幹事会は必要に応じ、支部長が召集し、その議長は支部長又は支部長の指命によった者が議長となり、会議を運営する。

第15条 支部総会は会員によって構成され、支部長が召集し、その議長は支部長とする。

第16条 次の事業は支部総会の承認をうけなければならない。
イ. 事業報告及び収支決算
ロ. 事業計画及び収支予算
ハ. 支部規約の変更など
ニ. 支部役員を選出

規約の変更

第17条 この規約は支部理事会の3分の2以上の議決で本会理事会に変更を申し出ることができる。